

年明けにも自衛隊の南スーダンへの派遣され、なし崩しに海外派兵の常態化がなされようとしていきます。12月4日、空中給油機の覚書問題と共に、小牧基地への申し入れ行動を行ないました。以下。申し入れ書です。

「南スーダン派遣」中止を求める要請書

防衛省 防衛大臣 一川 保夫様
小牧基地司令 谷井 修平様

12月下旬にも「南スーダン派遣」命令が出されようとしています。今、現地状況を考える時、この命令にはあまりの無理があり、大きな危険を自衛隊員の皆さんに押し付ける事態になると考え、政府に派遣の中止を求め、基地司令には中止を求める意見具申をもらいたく要請いたします。

命令が発動されれば、野田政権の計画では9年間に渡って小牧基地の皆様には、準戦争状態にある現地に自衛隊員と必要物資を空輸し続けることとなります。日本の安全と防衛にはまったく無関係の作戦行動になると言わざるを得ません。すでに、野田政権の「PKO5原則に従って派遣する」という方針も「紛争地から500kmだから安全だ」という認識も崩れていると言わざるを得ません。3・11東日本大震災と原発事故以来、政府の言う「安全だ」と

いう言葉は誰にも信用されていません。政府の安全認識に対して私たちの現地認識は以下です。

11月中旬、スーダンバシル政権の打倒を共通目標にして弾圧されたダルフル、南コルドファン、青ナイル州の反政府勢力が統一戦線（スーダン革命戦線）を結成しました。スーダン政府はこの「スーダン革命戦線」の支援を、7月に分離独立を果たした南スーダンが行っているとみなし、南スーダン側の拠点に空爆を含む攻撃を先制的に行なっています。また、南スーダン政府を形成する軍事組織スーダン人民解放軍は、分離独立ではなくバシル軍事独裁政権の打倒を目標にしてきた軍事勢力です。今の段階は、宣戦布告のない両国の戦争状態であるといえます。

野田政権はそこに自衛隊を送り込む決定をしました。スーダンのバシル政権は、国連を介してイギリスやアメリカが南スーダンを支援していると断定し、南スーダンのPKO部隊はその尖兵であるといまなしています。南スーダンの首都ジュバの近辺には、現政権が天然資源を私有化していると批判する部族の武装勢力も存在しています。このような状態の中で自衛隊が作業をすることは、スーダン政府や南スーダン政府内の反政府勢力からは南スーダン政府支援の行動とみなされます。

現地の軍事・政治情勢を無視した「南スーダン派遣」は、無謀でアフリカにおける日本への信頼をぶち壊す有害な行動といわざるを得ません。南スーダン派遣が開始されれば、この小牧基地が空輸作戦の

拠点になってしまいます。つまり、小牧基地が無謀かつ有害な行動の後方支援基地と化すのです。

11月23日、東京都内でスーダンや南スーダンに関わってきた学者、国際支援組織のメンバーが討論集会を開きました。スーダン選挙監視団の経験があり、南北国境地帯に10月2月と訪問してきた一橋大学の岡崎彰教授は「北部・南部とも治安面、軍事面とも悪化の一途をたどっており、南スーダンでは各地の反政府勢力が衝突を繰り返している」と報告しています。また、南スーダンで活動する日本の多くのNGO団体からは、医療、教育、農業分野での大きな実績が報告され「国際的には軍事組織とみなされる自衛隊が行ってやれることはない」という共通の報告がなされました。

以上が私たちの現地認識です。マスコミにとってもやがて共通認識になると思います。政府、とりわけ外務省は、現地の正確な情勢認識から再検討を始めるなければなりません。現地の実情を無視した「はじめに派遣ありき」は「ウソ」の現状認識になります。「ウソ」の認識から出発する軍事作戦が成功した例はこれまでただの一度もありません。命令を実行することは、軍事組織の絶対的な本分ですが、基地司令にとっては一人ひとりの隊員の命と安全を守ることもまた絶対的な本分だといえます。海外派遣、私たちは海外派兵と言っていますが、これが自衛隊の本来任務でも、隊員一人ひとりの危険がないことがPKO5原則の基本です。原則が崩れている以上、「南スーダン派遣」を断念する以外にないと私

たちは考えます。

以上のことから以下を要請いたします。

一川防衛大臣は、南スーダンへの自衛隊派遣を中止してください。

小牧基地司令は、一川防衛大臣に、南スーダン情勢を踏まえ、派遣の中止を意見具申ししてください。

自衛隊による米軍機への給油に関する「覚書」

についての申し入れ

日本国首相 野田 佳彦様

防衛大臣 一川 保夫様

小牧基地司令 谷川 修平様

私たち、不戦へのネットワークは、小牧基地の基地機能強化の観点から空中給油機導入に対し、反対の取り組みを行ってきました。残念ながら、現在の機種の空中給油機は配備され、第404飛行隊として運用をしています。その空中給油機について、さる10月3日付けで、昨年10月に、米太平洋空軍と自衛隊が日米共同訓練や有事の際に航空自衛隊の空中給油機から米軍戦闘機などへの空中給油実施を可能にする「覚書」を締結していたと報じられました。

私たちは、以下の理由から、この「覚書」の内容を明らかにし、破棄するよう申し入れます。

そもそも、空中給油機の導入に際しては、その能力から国会でも導入の賛否がありました。小牧基地への空中給油機の配備に際しては、周辺自治体から基地機能の強化につながるのではないかとという危惧から、強い反対の意向が示されていました。また、私たちも配備反対の立場から、県や政府・防衛省などに働きかけてきました。空中給油機配備開始後も、2009年2月には周辺自治体が防衛大臣宛に「小牧基地については、航空自衛隊の構成に基づく航空支援集団及び航空教育集団として行う、航空輸送及び航空教育を中心とする業務を変えないようにされたい。」旨の要請も行っています。

しかしながら、防衛施設局(当時、現防衛局)は、空中給油機導入は、「空中給油輸送機配備について、小牧基地の基本的な役割は輸送と教育であり、空中給油・輸送機が配備されてもその目的は「輸送」にあたり、基地機能の強化に当たらない」と周辺自治体及び県に説明しました。私たちはもちろんこの見解を受け入れたわけではありませんが、防衛局はそのような解釈で空中給油機導入を推進してきました。

しかし、今回の「覚書」の内容はこの見解とはまったく違います。また、今回の「覚書」にあるように、訓練だけでなく「周辺事態」や「武力攻撃自体」の際に空中給油が可能になるならば憲法が禁止している「集団的自衛権の行使」や「武力の行使」に違反します。2008年4月に名古屋高裁で出されたイラク派兵差し止め訴訟の判決では、イラクでの航空自衛隊の活動を、憲法9条1項違反と認めました。

現在の戦争は、兵站活動なくしては成立せず、判決は他国の軍隊に対する兵站活動も「武力行使と一体」とし、憲法に違反すると認めました。米軍機への空中給油は戦闘活動への兵站活動であり、明らかに憲法に違反する活動をする任務を行なう部隊の存在を認めるわけにはいきません。

また、航空自衛隊小牧基地の滑走路は、愛知県が設置管理するものであり、県営空港として地域の発展に貢献する任務が最優先されます。市街地の真ん中にあり航空機による事故の危険性や、騒音などによつて周辺住民の平穏な生活が脅かされることもあります。周辺自治体も、基地機能強化には反対をしています。「覚書」の内容は、今後小牧基地が、C130輸送機だけではなくKC767によつても、更にアメリカの戦争に加担をする兵站業務を負わされることにつながります。実質的な基地機能の強化であり、新たな出撃拠点につながる「覚書」は決して容認で来るものでありません。

私たちは、以上の観点から以下を申し入れます。

1. 政府・防衛省は「覚書」の内容を明らかにすること。
2. 「覚書」の内容を周辺自治体並びに県民に対し明らかにすること。

3. 基地機能強化につながる「覚書」を破棄する。